新

特定口座約款 第1章

(変更なし)

第2章 特定口座に係る上場株式等保管委託等および上場株式配当等受領委任

第2条 特定口座に受入れる上場株式等の範囲

当行は、お客様の特定口座において、次の各号に定める上場株式等のみを受入れます。なお、同一の上場株式等については、原則として特定口座における管理と一般口座(総合取引約款第3条第4項に規定する「一般口座」をいいます。以下同じ。)における管理を同時にすることはできません。

- (1) お客様が特定口座開設届出書(法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。以下同じ。)の提出後に、当行で募集等の申込みをされて取得した上場株式等のうち当行が取扱う国内非上場公募投資信託受益権(後記(3)で規定する株式投資信託を含みます。以下「投資信託」といいます。)または国債もしくは地方債(以下「公共債」といいます。)で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの。
- (2) 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座で管理されている投資信託または公共債の全部または一部を、所定の振替(移管)手続きにより当行のお客様の特定口座に受入れるもの(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます)。
- (3) お客様が贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)により取得した株式投資信託で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者(以下「当該被相続人等」といいます。)が開設していた特定口座で管理されていた投資信託または公共債、もしくは当該被相続人等が当行に開設していた、法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)で管理されていた国内非上場公募株式投資信託受益権(以下「株式投資信託」といいます。)、または当該被相続人等が開設していた特定口座以外の口座で管理されていた投資信託または公共債で、引続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法により当行の特定口座に受入れるもの(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます)。
- (4) お客様が当行に開設している特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- (5) お客様が、租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第 25 条の 10 の 5 第 2 項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出によ

特定口座約款

第1章

(省略)

第2章 特定口座に係る上場株式等保管委託等および上場株式配当等受領委任

旧

第2条 特定口座に受入れる上場株式等の範囲

当行は、お客様の特定口座において、次の各号に定める上場株式等のみを受入れます。なお、同一の上場株式等については、原則として特定口座における管理と一般口座(総合取引約款第3条第4項に規定する「一般口座」をいいます。以下同じ。)における管理を同時にすることはできません。

- (1) お客様が特定口座開設届出書(法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。以下同じ。)の提出後に、当行で募集等の申込みをされて取得した上場株式等のうち当行が取扱う国内非上場公募投資信託受益権(後記(3)で規定する株式投資信託を含みます。以下「投資信託」といいます。)または国債もしくは地方債(以下「公共債」といいます。)で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの。
- (2) 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座で管理されている投資信託または公共債の全部または一部を、所定の振替(移管)手続きにより当行のお客様の特定口座に受入れるもの(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます)。
- (3) お客様が贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)により取得した株式投資信託で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者(以下「当該被相続人等」といいます。)が開設していた特定口座で管理されていた投資信託または公共債、もしくは当該被相続人等が当行に開設していた、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)で管理されていた国内非上場公募株式投資信託受益権(以下「株式投資信託」といいます。)、または当該被相続人等が開設していた特定口座以外の口座で管理されていた投資信託または公共債で、引続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法により当行の特定口座に受入れるもの(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます)。
- (4) お客様が当行に開設している特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- (5) お客様が、租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第 25 条の 10 の 5 第 2 項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出によ

り当該出国口座からお客様の特定口座に、そのすべてを受入れるもの。

- (6) お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により当該非課税管理勘定から、お客様が当行に開設される特定口座に受入れるもの(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます)。
- (7) お客様が当行に提出された非課税口座届出書が、法第 37 条の 14 第 12 項の規定により 非課税口座に該当しないものとされた場合において、その非課税口座で購入等し、保管されて いる株式投資信託で、その口座からお客様の特定口座への振替の方法によりその全てを受け入 れるもの

第3条 源泉徴収あり口座で受領する上場株式等の配当等の範囲

- 1 当行は、お客様の源泉徴収あり口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)においては、法第9条の3の2第1項に基づき当行が所得税および住民税等を徴収するもののみを受入れます。
- 2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該収益分配金または利子をその支払いをする者から受取り、直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収あり口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第4条~第24条 (変更なし)

附則 第1条~第8条 (変更なし)

第9条 令和3年4月1日令和2年度税制改正等に伴う改正

り当該出国口座からお客様の特定口座に、そのすべてを受入れるもの。

(6) お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により当該非課税 管理勘定から、お客様が当行に開設される特定口座に受入れるもの(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます)。

第3条 源泉徴収あり口座で受領する上場株式等の配当等の範囲

- 1 当行は、お客様の源泉徴収あり口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)においては、法第9条の3の2第1項に基づき当行が所得税および住民税等を徴収するもののみを受入れます。
- 2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該収益分配金または利子をその支払いをする者から受取り、直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収あり口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第4条~第24条 (省 略)

附則 第1条~第8条 (省略)

# 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

# 第1条

## (変更なし)

第2条 非課税口座開設届出書等の提出

- 1 お客様が非課税の特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申し込む際には、 当行に対し法第37条の14第5項第1号に基づき「非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、 勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」に必要事項を記入のう え、署名捺印し、当行の定める一定の書類を添付して、提出してください。
- 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から 2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)または累積投資勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から 2042年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書(法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。
- 2の2 前項のお客様が既に当行に非課税口座を開設されており、当該口座に非課税管理勘定 または累積投資勘定のみを設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知 書のみを当行に提出してください。
- 3 前三項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書(法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。

# 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

## 第1条

# (省略)

第2条 非課税口座開設届出書等の提出

1 お客様が非課税の特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申し込む際には、当行に対し法第37条の14第5項第1号および第6項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、当行の定める一定の書類を添付して、法第37条の14第5項第6号イ(2)(非課税管理勘定にかかる期間)および口(累積投資勘定に係る期間)に規定する勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に当行に提出してください。

なお、当行では税務署に非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書に係る申請事項を提供し、税務署より「非課税適用確認書」(法第37条の14第5項第3号に規定するものをいいます。以下同じ。)を受領したときは、お客様から当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取扱い、当行にて保管いたします。

2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定(非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から 2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)または累積投資勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から 2037年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)が設けられている場合において、当該非課税 回座に設けられるものをいいます。以下同じ。)が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書(法第 37条の 14 第 5 項第 7 号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出してください。

3 前二項にかかわらず、お客様が、当行の非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書(法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の9月 30 日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。

- 4 前四項の際、お客様には租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第 18 条の 12 第 3 項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類(住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証等)その他一定の書類の提示、および氏名、住所、生年月日および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所)の告知により、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
- 5 第1項「非課税口座開設届出書」が当行に提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。
- 6 第2項、<u>第2項の2</u>または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。)の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行が、お客様から廃止通知書を受理し、同年中に税務署から非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。
- 7 非課税口座の開設ができるのは、当行に投資信託口座が開設されており、非課税口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である国内の居住者のお客様に限ります。
- 8 成年年齢に係る平成31年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、前項の「満20歳」を「満 18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で満19歳、満20歳である者は同日に18 歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。
- 9 当行に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当行に提出する ことはできません。ただし、当行に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021年4月1日 において2017年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日前に当行に個人番号の告知 を行っていないお客様が、2021年12月31日までに「非課税口座開設届出書」を当行に提出され る場合は、この限りではありません。
- 10 非課税口座を当行以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)を当行に提出することはできません。
- 11 お客様が当行に提出された非課税口座開設届出書が法第37条の14第7項第二号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。

- 4 前三項の際、お客様には租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第 18 条の 12 第 3 項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類(住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証等)その他一定の書類の提示、および氏名、住所、生年月日および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第 25 条の 13 第 20 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所)の告知により、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
- 5 第1項により、「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」が各勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日から同年の所定の日までに当行に提出され、当行が当該年の12月31日までに税務署より「非課税適用確認書」を受領した場合には、提出された日の属する年の翌年1月1日に非課税口座が開設されます。なお、「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」が、各勘定設定期間の開始の日の属する年の前年中に提出されたものの、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した日が当該勘定設定期間の開始日以降である場合、または各勘定設定期間の開始の日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に当行に提出された場合には、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した後に非課税口座が開設されます。「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」が提出された日に非課税口座が開設されるわけではありません。
- 6 第2項または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。)の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行が、お客様から廃止通知書を受理し、同年中に税務署から非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。
- 7 非課税口座の開設ができるのは、当行に投資信託口座が開設されており、非課税口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である国内の居住者のお客様に限ります。

# 第2条の2(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります)。

### 第3条 非課税管理勘定または累積投資勘定における手続

- 1 非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において手続します。
- 2 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

# 第4条 非課税管理勘定の設定

- 1 非課税管理勘定は、非課税適用確認書、第2条第1項に規定する非課税口座開設届出書または同条第6項に規定する廃止通知書に記載された、非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 2 すでに当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。
- 3 すでに当行に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定も当行に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」等、法その他の法令で定める書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。 ただし、第2条第9項ただし書きの規定に該当する場合は、この限りではありません。
- 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年1月1日<u>(「非課税適用確認書」または「非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあってはその提出の日)において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務</u>

### 第3条 非課税管理勘定または累積投資勘定における手続

- 1 非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において手続します。
- 2 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

## 第4条 非課税管理勘定の設定

- 1 非課税管理勘定は、第2条第1項に規定する非課税適用確認書または同条第6項に規定する廃止通知書に記載された、非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。
  2 すでに当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定を設けようとする前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。
- 3 すでに当行に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間に係る非課税管理 勘定も当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る非課税適用確認書 の交付申請書並びに基準日における国内の住所を証する住民票の写し等、法その他の法令で定 める書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用しま す。
- 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年1月1日(非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあっては非課税口座開設の日、第2項による場合で当行が税務署より非課税管理勘定を設けることができる旨の通知を当該非課税管理勘定を設けようとする年の中途において受領した場合には受領後)において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第4条の2 累積投資勘定の設定

- 1 お客様が非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定は、「非課税適用確認書」<u>「非</u> 課税口座開設届出書」または「廃止通知書」に記載の累積投資勘定に係る勘定設定期間におい てのみ設けられます。
- 2 前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。
- 3 前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を当行に設けようとする場合に、準用します。
- 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日<u>(「非課税適用確認書」または「非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあってはその提出の日)</u>において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第5条 金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止

- 1 お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積 投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非 課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書(法第 37 条の 14 第 13 項に規定 するものをいいます。以下同じ。)を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定また は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更 届出書を受理することができません。
- 2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が当行にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。
- 3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以 後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。)においては、第4条第1項また

第4条の2 累積投資勘定の設定

- 1 お客様が非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定は、「非課税適用確認書」または「廃止通知書」に記載の累積投資勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 2 前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。
- 3 前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用します。
- 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあっては非課税口座開設の日、第2項による場合で当行が税務署より累積投資勘定を設けることができる旨の通知を、当該累積投資勘定を設けようとする年の中途において受領した場合には受領後)において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第 5 条 金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃

- 1 お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書(法第 37 条の 14 第 14 項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。
- 2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が当行にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。
- 3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。)においては、第4条第1項または第4条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘

は第4条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定または累積投資勘定は設けられません。ただし、第4条第2項および第4条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。

4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当行はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。

### 第6条 非課税口座廃止届出書の提出

- 1 お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書(法第 37条の 14 第 16 項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出してください。
- 2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受入れられていた上場株式等については、第 10 条に規定する配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。
- 3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

### 第7条 非課税管理勘定終了時の取扱い

- 1 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。この場合、終了する非課税管理勘定に係る上場株式等は、当該非課税管理勘定から、お客様が当行に開設している非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定に移管することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。
- 3 前二項の終了時点で非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、 当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」 の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日まで の間に非課税管理勘定が終了した場合は、課税口座へ移管いたします。
- ① お客様から当行に対して第8条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ② お客様が当行に特定口座を開設していない場合又は特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第 25 の 13 第 8 項第二号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管

定または累積投資勘定は設けられません。ただし、第4条第2項および第4条の2第2項の規 定による場合は、この限りではありません。

4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当行はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。

### 第6条 非課税口座廃止届出書の提出

- 1 お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書(法第 37条の 14 第 17 項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出してください。
- 2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受入れられていた上場株式等については、第10条に規定する配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。
- 3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

#### 第7条 非課税管理勘定終了時の取扱い

- 1 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。この場合、終了する非課税管理勘定に係る上場株式等は、当該非課税管理勘定から、お客様が当行に開設している非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定に移管することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。
- 3 前二項の終了時点で非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、課税口座へ移管いたします。
- ① お客様から当行に対して第8条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ② お客様が当行に特定口座を開設していない場合又は特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第 25 の 13 第 8 項第二号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
- ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

- ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管
- 第7条の2 累積投資勘定終了時の取扱い
- 1 この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。
- 3 前二項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、 当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」 の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日まで の間に累積投資勘定が終了した場合は、課税口座へ移管いたします。
- ① お客様が当行に特定口座を開設していない場合又は特定口座を開設しており、お客様から当行に対して施行令第 25 の 13 <u>第 20 項の規程において準用する、同条</u>第 8 項第二号に 規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管
- 第8条 非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲

当行は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等のみ(「「非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。)を受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第4条第4項の規定に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額、口の移管により受入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。第10条第2項において同じ。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。
- イ お客様が、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当行で募集等の申込みにより取得した当行が取扱う国内非上場公募株式投資信託受益権 (以下「株式投資信託」といいます。)で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受入れるもの。
- ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から、施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託(②に掲げるものを除きます。)。
- ② 施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信

第7条の2 累積投資勘定終了時の取扱い

- 1 この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。
- 3 前二項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、 当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」 の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日まで の間に累積投資勘定が終了した場合は、課税口座へ移管いたします。
- ① お客様が当行に特定口座を開設していない場合又は特定口座を開設しており、お客様から当行に対して施行令第 25 の 13 第 8 項第二号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管
- 第8条 非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲

当行は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等のみ(「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。)を受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第4条第4項の規定に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額、口の移管により受入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。第10条第2項において同じ。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。
- イ お客様が、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当行で募集等の申込みにより取得した当行が取扱う国内非上場公募株式投資信託受益権(以下「株式投資信託」といいます。)で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受入れるもの。ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託(②に掲げるものを除きます。)。
- ② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託。

託。

③ 当該非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。

## 第8条の2 累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲

- 1 当行は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約(当行の「投資信託累積投資約款」「投資信託自動積立サービス取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託(法第37条の14第1項第2号イ及び口に掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。
- ① 第4条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの。
- ② 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- 2 お客様が当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または<u>平成29年</u>内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止届出書が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「投資信託自動積立サービス取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、同条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

# 第9条の1~2 (変更なし)

第9条の3 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き

1 お客様が当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている 勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の<u>前年の</u>当行の指定する日 までに、当行に対して「非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第2項に規定されるも

③ 当該非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。

第8条の2 累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲

- 1 当行は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約(当行の「投資信託累積投資約款」「投資信託自動積立サービス取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託(法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及び口に掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。
- ① 第4条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12月31日 までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの。
- ② 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- 2 お客様が当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する「対象商品廃止届出書が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「投資信託自動積立サービス取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、同条第 1 項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

# 第9条の1~2

(省略)

第9条の3 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き

- 1 お客様が当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている 勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の当行の指定する日まで に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。
- 2 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとす

のをいいます。以下本条において同じ。)」を提出していただく必要があります。

2 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の11月末日までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。

# 第10条~第12条 (変更なし)

## 第13条 非課税口座年間取引報告書の送付

当行は、法第 37 条の 14 <u>第 31 項</u>および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより「非課税口座年間取引報告書」を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄の税務署長に提出します。

### 第14条 届出事項の変更

- 1 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」<u>または「非課税口座開設届出書」</u>の提出後に、当行にお届出いただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく「非課税口座異動届出書(施行令第 25 条の 13 の 2 <u>第 1 項</u>に規定されるものをいいます。)」により当行に届け出てください。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様からの「個人番号カード等」および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他当行が必要と認める書類等の提示により確認します。 2 非課税口座を開設している当行の本支店の変更(移管)があったときは、施行令第 25 条の 13 の 2 <u>第 4 項</u>の規定により、遅滞なく「非課税口座移管依頼書」を当行に提出するものとします。
- 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14第22項第 1号または第2号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」 または「出国届出書」を提出するものとします。

### 第15条 非課税口座の廃止

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解約され、 お客様の非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当行に対して第6条第1項に定める「非課税口座廃止届出書」を提出された場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 22 項</u>第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>26 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)
- ③ お客様が当行に対して租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」

る場合には、その年の 11 月末日までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。

# 第10条~第12条

(省略)

### 第13条 非課税口座年間取引報告書の送付

当行は、法第 37 条の 14 第 25 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより「非課税口座年間取引報告書」を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄の税務署長に提出します。

### 第14条 届出事項の変更

- 1 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の提出後に、当行にお届出いただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく「非課税口座異動届出書(施行令第 25 条の 13 の 2 に規定されるものをいいます。)」により当行に届け出てください。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様からの「個人番号カード等」および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他当行が必要と認める書類等の提示により確認します。
- 2 非課税口座を開設している当行の本支店の変更 (移管) があったときは、施行令第 25条の 13 の 2 の規定により、遅滞なく「非課税口座移管依頼書」を当行に提出するものとします。

### 第15条 非課税口座の廃止

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解約され、 お客様の非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当行に対して第6条第 1 項に定める「非課税口座廃止届出書」を提出された場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)
- ③ お客様が当行に対して租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」を提出された場合 出国日

を提出された場合 出国日

- ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者に該当しないこととなった場合 (「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続が完了し、施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑥ 投資信託口座が解約されたとき
- ⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき
- ⑧ お客様が2021年12月31日において2017年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日において当行に個人番号の告知をしていないことにより、令和3年度税制改正後の「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)」附則第73条第6項の規定に基づき、2022年1月1日に「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき

第16条~第19条 (変更なし)

附則

附則 第1条〜第6条 (変更なし)

第7条 令和3年4月1日令和2年度税制改正等に伴う改定

- ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者に該当しないこととなった場合 (「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)
- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続が完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑥ 投資信託口座が解約されたとき
- ⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき

第16条~第19条 (省略)

附 則

附則 第1条~第6条 (省 略)